

第4章

4つの支えと4つの安心

重層的支援体制を整備し、属性を問わず包括的な支えを実現するとともに、地域包括ケアシステムを推進し、安心して暮らせるまちをめざします。

これまで分野別に取り組んできた「高齢者」「障がい者」「子育て」「生活困窮者」の支援を一体的に行う重層的支援体制の整備に取り組みます。

また、第3次計画において地域包括ケアシステム構築のために取り組んだ分野に、「くらし」の分野も加えた支援をすすめます。

4つの支え

- 1 高齢者支援 47
- 2 障がい者支援 51
- 3 子育て支援 55
- 4 生活困窮者支援 57

4つの安心

- A 住まい 59
- B 地域医療 61
- C 健康づくり 63
- D 暮らし (交通・人権・多文化共生・文化) 65

1

高齢者支援

01

地域共生社会を進めるために、包括的な相談体制を充実します

高齢者の支援に関するさまざまな制度について、市民への「認識度」を高めるため、制度の内容や利用方法について広報活動を実施し、制度の周知と利用に関する啓発を行います。

制度については「本人らしい生活」を守るという前提のもと利用していただけるように、本人の意思や心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用となるように、支援体制を構築していきます。

また、相談者の属性に関わらず地域のさまざまな相談を受け止め、課題解決のための取り組みについて、適切な支援関係機関につなげます。

その中で複雑な問題が絡む事例については、多機関が協働して支援に取り組むことや、地域の関わりも必要になることから、支援者それぞれの役割を明確にし、課題解決のための方策を検討するための会議を開催します。

02

社会参加（生きがいづくり）を促進します

いつまでも健康で長生きをして暮らしていくために必要なことの第一歩として、社会参加の促進があげられるようになってきました。

これまでの「支えられる側」と「支える側」という役割に分かれるのではなく、これからはお互いが支え合う中で、特に支える側になることで役割や生きがいをもって生活ができる環境づくりに努めていきます。

そのために、ボランティア活動や趣味等を通じて地域で住民同士が交流が出来るように、サロンへの参加や運営への参画を促し、生涯学習活動の場づくりについて支援を行います。

03

認知症の人とともに創る社会「共生と予防」を実現します

認知症の人を地域で支えるという考え方から、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくという考え方への転換が必要です。

そのために、認知症に関する正しい知識と理解の普及を今後も進めていきます。

また、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿などを積極的に発信していくことが必要です。認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映できるように努めます。

認知症の原因やしきみについては、医学的に十分に明らかにはなっていませんが、認知症予防に資する可能性のある活動を推進し、認知症の発症遅延や発症リスクの低減を図ります。

また、移動、買い物、金融手続きなど、生活のあらゆる場面で、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるための障壁を減らしていく、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めます。

04

介護者に対する支援を充実します

多重介護や老老介護に加え、18歳未満の子どもが介護を担うケースが増えています。介護される側だけではなく、介護をする側の人に対する支援も重要であり、「多忙による情報不足」や「丸抱えの介護」等による虐待や共倒れになる前に、該当者の早期発見や適切な支援関係機関につなげます。

また、要介護者を抱える家族に対しても伴走型の支援の実施を検討し、負担軽減につながるように努めます。

05

利用者主体の介護保険サービスの提供を推進します

高齢者のライフスタイルやニーズが多様化することで、高齢者ひとりひとりやその家族の生活状況等にマッチした介護保険サービスの提供が求められています。

恒久的に持続可能な運営を実現するために、介護サービス事業者とともに、介護保険事業の適切な運用に努めます。

また、さまざまな支援関係機関と連携を行い、利用者ニーズに対応したサービスを提供できるように努めます。

06

保健事業と介護予防の一体的実施を推進します

医療保険制度ごとに実施されている保健事業が、適切に継続されて来なかったという課題から、2024（令和6）年度までにすべての自治体で、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することが義務付けられました。伊賀市では体制を整備して2021（令和3）年度から事業を実施します。

これまで個々に独立していた医療情報や健診情報、介護情報を関連付けたデータ分析が可能となり、地域の健康課題をもとに、より効果的な介護予防活動を展開します。



2

障がい者支援

01

さまざまな情報の提供及び相談の支援を充実します

障がいのある人だけではなく、障がいのある人を支援する人や市民が地域の身近な場所において、障がい者福祉に関する情報を収集することが出来る環境づくりに努めます。また、収集した情報を活用していくという意識づくりにも取り組みます。

さらに相談者の属性にかかわらず、地域におけるさまざまな相談を受け止めていく必要があり、複雑な課題を抱えている事例については、多くの支援関係機関がそれぞれの役割を明確にしていきながら連携し、課題解決に向けた取り組みの方策を検討していきます。

02

障がいのある人の自立した生活のための環境を充実します

障がいのある人が、お住いの地域で安心して生活をおくることが出来るよう、緊急時の受け入れ先となる施設を確保するために、地域生活支援拠点事業について、より充実していけるよう取り組みを進めます。

また、保健・医療・福祉分野の連携を強化し、精神障がいをはじめとしたすべての障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの推進を行います。

03

一生涯を通じた生活支援のためのシステムを 充実します

乳幼児期から学齢期、青年期までの障がいのあるこどもに対して、切れ目のない支援を行うため、母子保健・医療・福祉・保育・教育等の支援を行う支援関係機関が連携して、早期からの横断的な発達支援について取り組みを進めます。

また、高齢となった障がいのある人についても、地域で生活を送ることが出来るように、さまざまな関係機関と連携を行い、障がいと介護といった分野の垣根を超えた、トータル的なサポート体制を構築することに取り組み、一生涯を通じて自分らしく暮らしていくための支援を充実します。

04

障がいのある人の就労に向けた支援を推進します

障がいのある人のための各就労事業所と、相談に係る各支援関係機関が連携して情報の共有を行い、福祉と教育や労働の支援関係機関によるネットワークの強化を行い、障がいのある人の就労についてより効果的に促進する取り組みを進めるとともに、就労に関して、ひとりひとりのニーズや適性に合った適切なコーディネートを行います。

また、企業に対しても、障がい者雇用に関する各種の助成制度や、支援施策について、情報提供を行うとともに、制度を活用していくための支援についても、ハローワーク（公共職業安定所）と連携して取り組みを進めます。

05

障がいに対する市民の理解と協働を推進します

児童や生徒、その保護者をはじめ、すべての市民に対して、正しく障がいを理解してもらい、障がいのある人もない人も自分らしく暮らしていくことが出来るように、「障害者差別解消法」と併せ、障がい者差別ガイドラインについてもその周知を図り、理解を進めるための取り組みを行います。

また、地域においても住民の障がいに対する理解をより深めるため、障がい者の団体や住民自治協議会等とも協働し、障がいのある人との交流活動や、障がいを体験してもらおう学習等を地域で行い、住民に対する福祉教育の取り組みを推進します。



「ヘルプマーク」

※ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見では分かりにくい方が、救助や配慮を必要としている方が身に付けることで、周囲の方に理解を得やすくなるよう作成されたマークです。

01

子育てに関する相談支援体制を充実します

市民が自分の暮らしている身近な地域で、子育てに関するさまざまな不安や悩みについて、気軽に相談できる機会や場所を提供するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して、学校生活での相談に応じています。

今後も多様な方法により相談することが出来るような体制を維持し、適切な相談対応が出来るように、支援関係機関が連携を行います。

02

安心して子どもを産み育てられる子育て支援の体制をつくります

誰もが安心して、子どもを産み育てることが出来るように、子育て包括支援センター、子育て支援センター、こども発達支援センターや保健センター等が連携して、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行います。

また、子どもたちが、放課後について安心・安全な環境で過ごすことが出来る居場所として、放課後児童クラブを設置し、きめ細やかな指導及び対応を行うことで、子どもたちが健全に過ごすことが出来る環境づくりと、保護者が働きやすい環境づくりに努めます。

03

子育て支援事業を充実します

地域において、連携して子育てに取り組んでいく体制を構築することをめざし、子育て支援に係るサービスの充実や、ネットワークづくりを行うとともに、さまざまな事業等を実施していくため、事業の利用者が使いやすい環境づくりを進めます。

併せて、子育てに関する情報等についても SNS 等を活用し発信することで、利用しやすくなるように努めます。

また、ひとり親家庭等の支援が必要な家庭については、支援関係機関と連携し、適切な支援を受けることが出来るように努めていきます。

04

子どもを健全育成するための体制を推進します

児童虐待については、未然に防止を行わなければいけないという観点から、要保護児童及び DV 対策地域協議会が中心となって、迅速かつ的確に対応していくことが出来るように、支援関係機関との連携を強化していきます。

また、子育てを行う中で、子どもの発達に関して不安がある保護者からの相談についても、さまざまな支援関係機関と連携を図りながら対応していきます。そして、子どもひとりひとりがそれぞれの発達状況に応じて、必要な支援を適切に受けることが出来るように体制づくりを推進していきます。

※SNSとは

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で Web 上において社会的ネットワーク (ソーシャルネットワーク) を構築可能にするサービスです。

01

困りごとの受け止めや発見から相談や支援につなげます

困りごとを抱えて悩んでいる人は、経済的に困窮している人だけではありません。世代や分野を超えた困りごとに対応する必要があります。そして、多岐にわたる困りごとに関する相談を受け止め、適切に相談や支援につなげていく必要があることから、そのしくみづくりを進めていきます。

また困りごとを抱えて悩んでいる人が相談に来ることをただ待つだけではなく、困っている人に相談や支援に関する情報が届きやすくなるしくみや、相談に携わる支援関係機関が困っている人を見つけて、相談や支援を届けるアウトリーチを行うしくみづくりを進めます。支援関係機関と連携して地域の状況等幅広く情報を収集してニーズを抱える相談者を見つけることや、その人に必要な支援を協働して行っていくしくみをつくります。

02

「課題解決のための支援」と「伴走によるつながり続ける支援」、2つの支援を充実します

生活の困りごとの解決や、困りごとをかかえながら自立した生活を送ることを支援するためには、「具体的な課題の解決をめざすこと」と「その人とつながり続ける」という2つのアプローチが必要で、共通して重要なことは、本人の尊厳や主体性を大切に、本人を中心として「伴走」する意識です。

「具体的な課題の解決をめざす」支援では、本人を中心に、すでにある制度やサービスにきちんとつながる支援を進めます。また公共料金の滞納や債務に関する困りごとを抱える世帯が多いことから、家計のやりくりに関する相談支援を実施するとともに、経済的に困窮した世帯の子どもたちが安心して学べるよう学習支援を実施します。

「その人とつながり続ける」支援では、年単位でのゆるやかで継続的なかかわりが必要になります。そのようなかかわりには、支援関係機関、サービス提供機関だけでなく、地域住民をはじめとしたインフォーマルな主体の参加が必要不可欠です。そのようなインフォーマルな主体に、ゆるやかで継続的なかかわりに参加してもらえるしくみづくりを進めます。

03

柔軟な社会参加や活躍できる場及び機会を開拓します

困りごとを抱えている人や生きづらさを抱えている人が、安心して過ごせる場所や機会、また支援を受ける側になるだけではなく、他の困りごとを抱えている人を支援する側にもなるような、社会参加や活躍することが出来る場所や機会（就労を含む）をつくっていきます。そして、そのような場が増えていくことで、さらに困りごとを抱えている人の発見やアウトリーチにつなげていき、相乗効果や好循環を生み出すことをめざします。

また、就労を望むがすぐに一般就労を行うことは難しいことが想定される人（高齢者等も含む）について、本人の働きたいという意欲や持っている能力を活かすことが出来る就労の場や機会の創出を推進し、生きがいを持って暮らしていけるように支援します。

このような社会資源を開拓していくことで、既存のサービスでは対応することが困難であった人が、社会や地域に参加することで、これまで困難であった社会とのつながりを確保することをめざします。

01

生活や居住に関する相談支援を充実します

住居確保要配慮者が、地域において安定した生活を送ることが出来るように、生活支援体制の確立をめざした取り組みを進めます。

そのため、三重県居住支援連絡会が開催する相談会の案件だけでなく、各関係機関から寄せられる相談等について、相談案件ごとの、さまざまな課題に対して解決に向けた支援を行います。

また、各関係機関とも相互に情報を共有することにも努め、入居後のフォローアップについても行っていきます。

02

賃貸住宅等の入居保証に関するシステムの構築をめざします

今後想定されている少子高齢・人口減少社会の到来とともに、地域においてひとり暮らし世帯等の増加が見込まれ、保証人の確保が困難になると考えられます。保証人がいないことを理由に、賃貸住宅等に入居できないなどの不利益をもたらすことがないようしくみづくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、地域住民や支援に携わる関係機関、各種団体等と連携し、新しい保証システムの構築をめざした取り組みを推進します。

※住居確保要配慮者とは

さまざまなバックグラウンドを理由に、賃貸物件を借りられない等の住まいの選択肢に制限のある人のことをいいます。

03

居住支援団体間の連携体制の構築をめざします

住まいに関する支援をより充実させるため、三重県指定の住宅確保要配慮者居住支援法人である伊賀市社会福祉協議会をはじめとした居住支援に関わる関係機関等が、連携して支援を行う体制づくりをめざします。

04

一時的な住まいの確保に対する支援を行います

住居を持たない人や車中泊、インターネットカフェ宿泊を続けている、知人宅を渡り歩いている等の不安定な居住形態である人に対して、一定の期間を定めて緊急的に宿泊場所や衣食を提供できる体制を整備します。そして、その後の安定した生活に向けて、就労支援や継続的に利用することが可能な制度や、サービスへつないでいく等の支援を行います。

また、支援が必要な方の一時的な宿泊場所を確保するために、さまざまな福祉サービスを実施している事業所や、一般事業所とも連携を深め、支援を行っていく体制を充実させます。

2025年問題、2040年問題を見据えた地域医療の カタチづくりを進めます

伊賀市では2017（平成29）年10月に、「2025年問題」に対応できる地域医療のカタチづくりのために、「市内2基幹病院の役割と連携強化」「二次救急医療のさらなる充実」「看護師等医療人材の確保・育成」「在宅医療をサポートする在宅医療センター機能の創設」「3つの地域包括ケア圏域を軸とした在宅医療スタイルの構築」という5つのプロジェクトを中心とした「伊賀市地域医療戦略2025」を策定しました。

この戦略に基づいて、救急医療、在宅医療、人材育成の視点から、この5つのプロジェクトの実現に向けて取り組んでいます。

引き続き市民が安心して救急医療を受けられるカタチづくり、在宅医療を選択できる環境づくりをめざし取り組みを進めます。

併せて、高齢者人口の増加と現役世代の減少による人材不足などが見込まれる「2040年問題」を見据えた新たな戦略の検討も進めます。

※2025年問題とは

西暦2025年以降、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、日本が超高齢化社会になることで、医療や介護に携わる人材の不足や、社会保障費の増大が問題になることをいいます。

※2040年問題とは

西暦2040年に、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者数がピークに達することで、日本社会が直面すると予測されている内政上の危機のことをいいます。

02

オール伊賀市で安心して在宅で暮らせるための 取り組みを進めます

伊賀市では、地域福祉計画推進委員会の専門部会の一つとして、2012（平成24）年度に、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、訪問療法士、医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー、社会福祉法人、行政で構成する「保健・医療・福祉分野の連携検討会」を立ち上げ、医療や介護ニーズのある人が、在宅で暮らし続けるための課題把握や、課題解決に向けた事業に取り組んでいます。

現在、患者さんやその家族もネットワークの一員となった、オール伊賀市による「お薬手帳を活用した在宅患者サポート事業」に取り組んでいます。

引き続き、市民の皆さんが安心して在宅で暮らせるための取り組みを進めるとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を取り入れた新たな事業展開の検討も進め、「2040年問題」を見据えた全世代型地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。

※DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは

IT（Information Technology/情報技術）の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念のことをいいます。

01

健康づくり事業を推進します

地域において、住民自らが主体的に健康づくりに取り組むことが出来るように、住民自治協議会をはじめ地域にある各種団体等に健康に関する情報を提供します。また、身近なところから忍にん体操等健康づくりに取り組むことが出来るようなくみづくりをしていき、自助の取り組みを進めます。

02

生活習慣病等の予防及び重症化の予防を推進します

生活習慣病について、早期発見及び早期治療のために、がん検診、特定健診、歯周疾患検診等の各種検（健）診を、円滑に実施していくとともに、受診意識の向上につながるよう取り組みを進めます。

また、いつまでも健康で暮らせるように、生活習慣病等の重症化による身体機能の低下を防ぐため、ひとりひとりが自分自身の健康問題に気づき、食生活の改善及び運動習慣の定着等の生活改善をめざした、継続的な健康づくりに取り組んでいくことが出来るように支援をしていきます。

03

若い世代からの健康づくりを推進します

若い世代から健康づくりに取り組むことが、将来の生活習慣病等の予防につながります。

学校や企業と連携して、若い世代が利用しやすい各種SNS等を活用し、健康に関する情報提供や継続して健康づくりに取り組むしくみをつくり、生涯を通じ健康づくりができるように支援していきます。

04

感染症予防対策を推進します

新型コロナウイルス等感染症を予防するため、[※]フィジカルディスタンスの確保、マスク着用の徹底や手指消毒等をはじめとした「新しい生活様式」を、広く市民に周知及び啓発します。

※下記にあるようにWHO（世界保健機関）では言い換えを推奨していますので、本計画においても、「ソーシャルディスタンス」という広く浸透している言葉ではなく、「フィジカルディスタンス」を使用します。

※フィジカルディスタンスとは

「ソーシャルディスタンス」という言葉は、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための人的接触距離の確保という意味で広く使われ定着しつつあります。しかし、この言葉は「社会的距離」を意味し、「人と人との社会的つながりを絶たねばならないとの誤解を招きかねず、社会的孤立を生じさせる」という恐れがあることから、WHO（世界保健機関）では、「身体的・物理的距離の確保」を意味する「フィジカルディスタンス（物理的距離）」に言い換えるように推奨しています。

01

交通及び移動に関する取り組みについて

都市間を跨ぐ軸線から各世帯に近い交通まで、市民の暮らしを支え、都市構造にも資する地域公共交通ネットワークを形成します。

そのために、分かりやすい情報の提供や乗り継ぎしやすいダイヤ設定など、サービスの充実を図るとともに市内の交通手段を総動員して、公平に移動でき、地域の移動性が高まる取り組みを進めます。

そして、地域公共交通の必要性をより多くの市民に理解いただき、自発的な協力・利用をしていただくよう地域公共交通に対する機運の醸成を図るとともに、持続可能なサービス提供に向け、市民・地域・市・交通事業者・企業等が連携した取り組みを推進します。

また、移動手段に制約があり、買い物や通院等の日常生活に困難が生じている人の支援が地域課題になっていることから、公共交通を補完する移動手段を充実させるために、交通担当部局等と連携しながら、課題解決に取り組みます。

02

人権課題解決に向けた取り組みについて

誰もが人権を尊重し合えるまちづくりをめざすために、人権地区別懇談会等の機会を通じて、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識の高揚を図る取り組みを行うとともに、人権を侵害する事案の発見やその防止体制を確立するために、人権課題別のガイドラインを作成し、人権侵害に対する周知や早期発見・解決・防止対策を行います。とりわけ隣保館に関しては、地区における福祉の拠点として位置付け、相談体制の充実等を図ります。

そして、支援関係機関とも連携を行い、さまざまな人権課題別にその解決に向けた体制を構築します。

03

多文化共生のための取り組みについて

日本語が分からない外国人住民に対しては、多言語による相談窓口を設置し、問題を抱え込まず、早期解決ができる体制を整えます。必要な行政情報や社会のルールについて、正しく理解してもらえるよう、文書を翻訳したり通訳による支援業務を行うほか、窓口ではやさしい日本語での対応を行います。

また、国籍や多様な文化の違いを認め、理解するために市民同士が交流できる事業を充実していきます。併せて、外国人住民に必要な情報については、伊賀市多文化共生センターにおいて、ホームページやフェイスブック等のインターネットや SNS 等を利用して発信していきます。

また、国籍や文化、様々な背景や価値観を持った人々が互いに認め合い、交流の輪を広げて多様性を活かしたまちづくりを推進するため、多様性・包摂性の実現への社会動向や社会経済情勢の変化を踏まえて、地域の実情にあった多文化共生指針を策定し、多文化共生施策を推進することを促進していきます。

04

文化的な活動の取り組みについて

文化芸術を鑑賞する、参加する、創造することは生まれながらの権利です。高齢者や子ども、障がい者、働く世代、子育て世代、介護世代などを含むすべての市民が文化芸術に親しむことができるよう、各分野との連携を深め、鑑賞・活動の機会を創出します。

また、誰もが文化芸術を身近に感じられるきっかけとなる機会や場を提供するとともに文化芸術活動を通じた個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。